

2019年5月13日

株主及び債権者各位

東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
株式会社セコニックホールディングス
代表取締役社長 馬場 芳彦

吸収合併公告

当社(甲)は、2019年7月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、株式会社セコニック(乙、住所：東京都練馬区大泉学園町七丁目24番14号)および株式会社セコニック通商(丙、住所：東京都世田谷区池尻三丁目1番3号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしましたので公告いたします。

この合併により、甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し、乙および丙は解散することになります。

なお、この合併は、甲につき会社法第796条第2項の規定により、乙および丙につき会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。また、甲は乙および丙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に反対の株主は、会社法第796条第3項の規定にもとづき、本公告掲載の日から2週間以内に、その旨お申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内に、その旨お申し出下さい。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
(乙) <https://www.sekonic.co.jp/>
(丙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成30年6月29日
掲載頁 56頁(号外第142号)

以上

(※当社は、本件吸収合併の効力発生日に、その商号を株式会社セコニックに変更する予定です。)